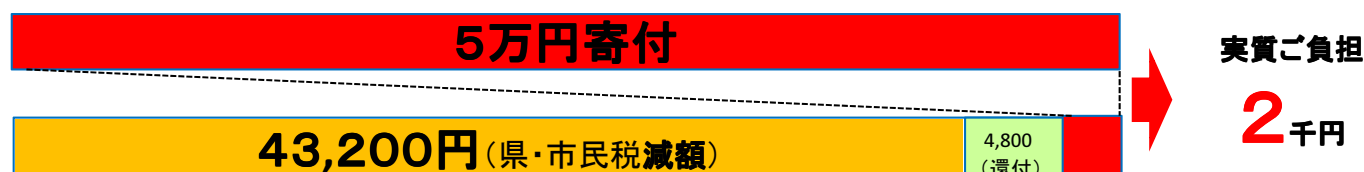


宗像高等学校創立百周年記念事業募金へのご協力依頼



年収**575万円**の事例

貴方様の実質 **2千円** のご負担で母校宗高へ **5万円** の寄付が実現します！



上記事例: 宗像高校同窓会報 第48号11ページ掲載 2018年7月1日発行

年収**575万**(妻と子供**2人**(高校、中学)を扶養の場合)で**5万円**の寄付をされるケースで概算計算

①その年度の所得税で約4,800円還付+②次年度の住民税(県、市民税)43,200円が減額=48,000円...③5万円のご寄付で4.8万円の減税(還付)で実質2千円のご負担となります。(上記図)

①「宗像高校同窓会」へ所得に応じた(2千円の実負担で可能な)上限金額以下でご寄付いただく→②領収書を添えて確定申告→③「ふるさと納税制度」による減税・還付金で実質2千円のご負担となります。

これは年収500万円クラスの方の概算です。年収300万円クラス、600万円クラス、800万円クラスの方なども2千円のご負担で大きなご寄付(～10万円)が可能となっております。

【1】「手続き」や「対象期間」等の詳細は同窓会本部ホームページ「寄附金の税制上の優遇措置「ふるさと納税」の利用について」以下を必ずご精読下さい(<http://munakou-dousokai.jp/>)



【2】お問合せ(ご確認)先(必須)

寄付をされる前に必ずご自分はほぼ上記事例や2・3頁に沿った**メリット金額**が得られるか(特に県・市民税の減額)等直近の「市民税・県民税納税通知書」≪雇用者→職場を経由し「給与所得等に係る市民税県民税特別徴収税額の決定変更通知書」を配布≫を持参し、**最寄りの市役所・税務署へ個別具体的にご照会・ご確認**ください。

【3】「ふるさと納税」を利用されている方はご存知ですが、留意点は①減税となる次年度の住民税や還付金の計算根拠となる本年度の年収と「所得控除額」は本年12月末でないと確定数値は出ません。よって、②**2千円の実負担での寄付金上限額**は昨年の年収を基礎に算出され通知された今年5月～6月頃に市区町村役所発行の「市民税・県民税納付通知書」≪雇用者→職場を経由し「給与所得等に係る市民税県民税特別徴収税額の決定変更通知書」を配布≫を元に(昨年の課税額に基づいた)記載項目に対し、本年は変動があるのかないのか目算を付けて「ふるさと納税上限額を判断する」「法改正の有無も含め市区町村役所で上限の目安を確認・相談をする」③判断がいたら上限額一杯ではなく7～8割程度を目安に**余裕をみて利用**する。多くの方はこのようなスタンスで上手に利用されています。

【4】税の選択の自由度があるため国民に人気のある「ふるさと納税」制度を上手に活用いただき、特に現役の皆様は少ないご負担で大きな寄付が可能となります。年金生活の方も低額ながら条件が適えば同制度の活用が可能となります。事前の税務署へのご確認や確定申告の手間が生じますが、インターネットでの申告も可能な昨今です。貴方(貴女)様のご協力について宜しく申し上げます。

2千円の負担額で可能な寄付金額の上限額の目安(年金生活)

下記の表は、年金受給者の公的年金収入と効率的に控除を受けるための寄付金額上限の目安をまとめたものです。

公的年金収入	効率的な控除のための寄付金額上限のめやす			
	65歳未満		65歳以上	
	独身	配偶者が控除対象	独身	配偶者が控除対象
150万円	11,000円	3,000円	0円	0円
200万円	20,000円	11,000円	12,000円	4,000円
250万円	28,000円	20,000円	24,000円	15,000円
300万円	37,000円	29,000円	36,000円	27,000円

※年金収入のみのケース。

※ふるさと納税以外の寄付をしていたり、住宅ローン控除・医療費控除などの税額控除を受けている場合は上記と異なります。扶養家族の人数や、他の控除を受けているかどうかなどにより、かなり差が出ます。この表はあくまでも目安です。

※実際には【年金収入+給与収入】の方などもおられます。

いずれの場合も必ず事前に市(区町村)役所・税務署でご自身のケースをご確認ください。

ふるさと納税 利用のすすめ

今回の宗像高校百周年記念事業募金には、ふるさと納税制度の利用がおすすめです。

特に現役世代(三〇〜六〇才)の給与所得のある方、或いは事業収入のある方(概ね年収が二百五十万以上で住民税を納めている)は、わずかな出費で相当額の寄付が可能です。例えば、年収五百万クラスの方(妻と二人の子供を扶養)で概算計算すると、五百万円の寄付をしても、その年の所得税で約四千八百円が還付され、次年度の住民税(県、市民税)は四万三千二百円が減額になります。

すなわち実質二千円の出費で五百万円の寄付が出来たことになります。皆さんの収入、扶養家族構成、その他の控除額により少しずつ違いはありますが、寄付した人は大変優遇される制度といえます。

この制度が今回の募金に利用出来るのは、宗高百周年記念事業で建設される部室棟等が建設後は、福岡県に実質寄附されたことになるため、地方自治体(県)対するふるさと納税とみなされるからです。ふるさと納税で地方の特産品をいただけるのと同じ仕組みです。(宗高の場合は、お礼の品はありません)

この特典を利用するには、宗高同窓会が発行する寄附金額収書を添えて、毎年二月〜三月に行われる税務申告期間に確定申告をする必要があります。給与者のほとんどの方が行う源泉徴収票をもとにした年末調整に、寄附金控除を加え確定申告書を作成し、税務署又は地元区市役所窓口へ提出するだけで簡単に出来ます。最近ではインターネット上で電子申請も出来るようになっております。(インターネットお使いの方は、総務省のふるさと納税、確定申告コーナーをご覧ください)

※名簿の住所変更不徹底等により郵送できない同窓もおられます。

宗高卒の学年、クラス会、ご友人、クラブ仲間などで繋がっておられる皆様へ、「Face book」や「Line」等を通じて、宗高創立百周年へ向けての募金活動(平成31年8月迄)「ふるさと納税を活かした実質2千円のご負担での数万円のご寄付」へのご協力のお声かけをよろしくお願い申し上げます。

2千円の負担額で可能な寄付金額の上限額の目安(給与所得者・事業主)

総務省 ふるさと納税ポータルサイト 該当ページ



全額控除されるふるさと納税額（年間上限）の目安

自己負担額の2,000円を除いた全額が所得税（復興特別所得税を含む）及び個人住民税から控除される、ふるさと納税額の目安一覧（平成27年以降）です。

ふるさと納税を行う方の給与収入と家族構成別で表にしていますので、参考にしてください。

全額控除されるふるさと納税額の年間上限を超えた金額については、全額控除の対象となりませんのでご注意ください。

※ 掲載している表は、住宅ローン控除や医療費控除等、他の控除を受けていない給与所得者のケースとなります。年金収入のみの方や事業者の方、住宅ローン控除や医療費控除等、他の控除を受けている給与所得者の方の控除額上限は表とは異なりますのでご注意ください。

※ 社会保険料控除額について、給与収入の15%と仮定しています。

※ 掲載している表はあくまで目安です。具体的な計算はお住まい（ふるさと納税翌年1月1日時点）の市区町村にお問い合わせください。

ふるさと納税を行う方本人の給与収入	ふるさと納税を行う方の家族構成						
	独身又は共働き ^{※1}	夫婦 ^{※2}	共働き+子1人（高校生 ^{※3} ）	共働き+子1人（大学生 ^{※3} ）	夫婦+子1人（高校生）	共働き+子2人（大学生と高校生）	夫婦+子2人（大学生と高校生）
300万円	28,000	19,000	19,000	15,000	11,000	7,000	-
325万円	31,000	23,000	23,000	18,000	14,000	10,000	3,000
350万円	34,000	26,000	26,000	22,000	18,000	13,000	5,000
375万円	38,000	29,000	29,000	25,000	21,000	17,000	8,000
400万円	42,000	33,000	33,000	29,000	25,000	21,000	12,000
425万円	45,000	37,000	37,000	33,000	29,000	24,000	16,000
450万円	52,000	41,000	41,000	37,000	33,000	28,000	20,000
475万円	56,000	45,000	45,000	40,000	36,000	32,000	24,000
500万円	61,000	49,000	49,000	44,000	40,000	36,000	28,000
525万円	65,000	56,000	56,000	49,000	44,000	40,000	31,000
550万円	69,000	60,000	60,000	57,000	48,000	44,000	35,000
575万円	73,000	64,000	64,000	61,000	56,000	48,000	39,000
600万円	77,000	69,000	69,000	66,000	60,000	57,000	43,000
625万円	81,000	73,000	73,000	70,000	64,000	61,000	48,000
650万円	97,000	77,000	77,000	74,000	68,000	65,000	53,000
675万円	102,000	81,000	81,000	78,000	73,000	70,000	62,000
700万円	108,000	86,000	86,000	83,000	78,000	75,000	66,000
725万円	113,000	104,000	104,000	88,000	82,000	79,000	71,000
750万円	118,000	109,000	109,000	106,000	87,000	84,000	76,000
775万円	124,000	114,000	114,000	111,000	105,000	89,000	80,000
800万円	129,000	120,000	120,000	116,000	110,000	107,000	85,000

※1 「共働き」は、ふるさと納税を行う方本人が配偶者（特別）控除の適用を受けていないケースを指します。（配偶者の給与収入が201万円超の場合）

※2 「夫婦」は、ふるさと納税を行う方の配偶者に収入がないケースを指します。

※3 「高校生」は「16歳から18歳の扶養親族」を、「大学生」は「19歳から22歳の特定扶養親族」を指します。

※4 中学生以下の子供は（控除額に影響がないため）、計算に入れる必要はありません。

例えば、「夫婦1人（小学生）」は、「夫婦」と同額になります。また、「夫婦2人（高校生と中学生）」は、「夫婦1人（高校生）」と同額になります。